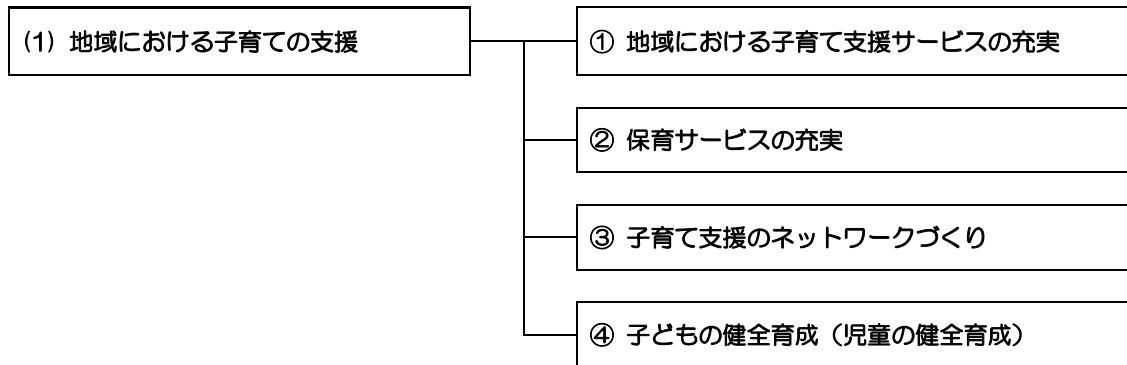


第4章 基本施策と事業の取組

基本方針1. 子育てを支援することができる地域づくり



(1) 地域における子育ての支援

現状と課題

○ニーズ調査結果より

子育てに有効な支援・対策として、就学前児童では「地域における子育て支援の充実」が53.4%、「保育サービスの充実」が61.5%、小学生児童では「地域における子育て支援の充実」が44.0%、「地域における子どもの活動拠点の充実」が43.3%でした。

保育サービスに満足している方が、就学前児童で13.9%、子育てが地域の人たちに支えられていると感じる方が、就学前児童で22.2%、小学生児童が32.9%でした。

ニーズ調査では、約半数の保護者の方が「地域における子育て支援の充実」、「保育サービスの充実」及び「地域における子どもの活動拠点の充実」を子育てに有効な支援・対策として感じると回答されています。地域における子育て支援サービスの充実は、子育てを行っている方にとっては非常に重要な支援施策と言えます。子育て支援センターやファミリー・サポート・センターなどは、認知度がありながら、利用実績が伸び悩んでいる状況にあることから、設置箇所の増設の検討や事業内容の検証を行い、利用しやすいサービスとすることが必要です。反面、学童保育室にあっては、平成16年当時約18%の利用率が平成20年度では約22%へと上昇していることから、今後の利用者数増加への対応や保育時間の延長が課題となっています。

保育事業にあっては、待機児童の解消が最も重要な課題となっています。また、保護者の就労形態の多様化への対応が求められている中、一時保育実施園の拡大や延長保育の充実などが課題となっています。さらに、児童の疾病等により保育サービスが受けられずに仕事を休まなければならない保護者への支援としての病後児保育の導入が急がれています。

子育てに関連する情報の取り扱いにつきましては、市が一方的に発信し、その内容も解りにくいなどの指摘もあることから、情報発信のあり方を検証し、有効かつ適切な情報提供が課題となっています。

ニーズ調査によると約4分の1の方が、吉川市は青少年が健全に過ごせるまちではないと感じ

ると回答されています。様々な情報が溢れ、刺激の多い現代社会において、吉川市でも青少年の健全育成が大きな課題となっています。児童健全育成事業の推進に際しては、児童館を拠点とし、中央公民館、市民交流センターおあしす、各学校施設などの有効的な活用と育成を含めた人材の確保が必要です。

施策の方向と個別事業

① 地域における子育て支援サービスの充実

保護者が就労している家庭に限らず、専業主婦家庭や母子家庭等を含めたすべての子育て家庭への支援を行うという観点から、子育て支援センターを中心として、地域における様々な子育て支援サービスの充実を図ります。

さらに、地域における子育ての助け合いである、ファミリー・サポート・センター事業の充実と、近隣5市1町（草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町）での広域運営を進めてまいります。

② 保育サービスの充実

子どもの幸せを第一に考えるとともに、延長保育や一時保育など、利用者である保護者の方々の就労形態を含めた様々な生活実態を踏まえたサービス提供体制の整備を行います。

また、病後児保育制度の導入に向けて関係機関等との調整を進めてまいります。

③ 子育て支援のネットワークづくり

子育て支援サービスや保育サービスを効果的・効率的に提供するために、子育て支援センターを中心に、地域における子育て支援サービスのネットワークを形成し、各種サービス等が利用者に十分周知されるような情報発信を行います。

また、よしかわ子育てネットワーク等団体との協働による情報のネットワーク化に取り組んでまいります。

④ 子どもの健全育成（児童の健全育成）

児童館、中央公民館、学校施設等の社会資源の活用や、主任児童委員、児童委員、青少年相談員及び地域ボランティアの方々との連携による児童健全育成事業の充実を図ります。

児童相談所、小中学校、少年センター、警察などの関係機関の連携により、児童を取り巻く諸問題への取組に努めます。

① 地域における子育て支援サービスの充実

事業名	事業の概要	担当課
ファミリー・サポート・センター事業	利用会員・協力会員・両方会員は、説明会を受け会員登録。協力会員は登録後、講習会を受講してから活動する。 草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町における相互利用開始（協力会員のみ） 厚生労働省事業受託者「緊急サポートセンター埼玉」の周知を行い、緊急時利用に対応する。	子育て支援課
学童保育室事業	市内7小学校（13クラブ）に設置。 学校開校日 平 日 放課後～18:30 土曜日 8:00～17:00 学校休校日 平 日 8:00～18:30 土曜日 8:00～15:00	子育て支援課

	夏休み、冬休み期間中 7:30~18:00	
短期入所生活援助事業 (ショートステイ)	県内乳児院施設2か所とショートステイに係る委託契約を締結し、対処児童の受け入れ制度を整備する。	子育て支援課
病児・病後児保育事業	市内医療施設内に保育スペースを確保、保育士及び看護師の配置の下、病児・病後児の保育を行う。 ※対象児童は概ね10歳未満児。	子育て支援課
一時的保育・特定保育事業	第一保育所及び第二保育所において、次の種別により実施。 ①非定型的保育(週3日以内の就労等により継続的に保育を行う) ②緊急保育(保護者の疾病、災害、出産等により緊急一時的に保育を行う) ③リフレッシュ保育(育児疲れ等により月1回程度保育を行う) 定員/1日当たり1保育所10人程度	子育て支援課
子育て支援センター事業	①育児相談(電話、面接)、②子育てサークルの支援(サークル育成、情報の提供)、③子育て講座の開催(年齢別、出張) サロン型子育て支援センターを児童館内に開設予定	子育て支援課
情報提供事業	保育、学童、子育て支援センター、ファミリーサポートセンター等の施設情報の他に、相談窓口、手当関連の情報について市公式ホームページに掲載する。	子育て支援課
家庭児童相談事業	相談日 ○子育て支援課窓口 火曜日 13:00~16:00、 木曜日 9:00~11:30 ○おあしす 第1、3、5木曜日 13:30~16:00 (年末年始、祝祭日を除く) ○児童館 火曜日 9:30~11:30(年末年始、祝祭日を除く)	子育て支援課
児童手当支給事業	児童手当法に基づき、小学校修了前までの児童を養育している保護者に対して支給。(所得制限あり) 3歳未満 月額 10,000円 3歳以上 第1子、第2子 月額5,000円 第3子以降 月額10,000円	子育て支援課
パパ・ママ応援ショップ事業 【埼玉県事業】	中学校修了までの子どもを持つ家庭及び出産予定の方のいる家庭を対象とし、県内の店舗・施設・企業等が割引やポイント・スタンプ等の優待などの特典やサービスの提供により支援する事業。	子育て支援課
ホームヘルプサービス (自立支援給付)	利用の相談、申請に基づき、認定調査員を派遣して障がいの状況等を調査、審査会を経て支給決定する。利用者は事業所や施設と契約を結び、ヘルパー派遣のサービス提供を受ける。	社会福祉課
ショートステイ(自立支援給付)	対象児童を施設入所にて7日間を目途に養育する。	社会福祉課
一時介護等利用料助成事業	次の額を限度額として介護にかかる利用料の9割(生活保護世帯は10割)を助成する。 ・1日あたり助成限度額 5,000円 ・1年間の助成限度額 50,000円	社会福祉課
相談支援事業	福祉サービスの利用援助、各種支援施策に関する助言、指導、権利擁護のための必要な援助、専門機関の紹介など。	社会福祉課
日中一時支援事業	市が委託した指定事業者に在宅の障がい児(者)を日中預かる。	社会福祉課
障害児福祉手当支給事業	月額 14,380円。(2月、5月、8月、11月の年4回支給)	社会福祉課

在宅重度心身障害者手当支給事業	月額5,000円を支給。（毎年3月と9月に半年分まとめて口座振込。） ※所得要件有り	社会福祉課
特別児童扶養手当支給事業 【埼玉県事業】	精神又は身体に一定の障害がある20歳未満の子どもを育てている方に手当を支給する。公的年金や高所得（所得制限あり）の場合を除く。 ・重度：50,750円/月 ・中度：33,800円/月	社会福祉課
民生児童委員活動推進事業	民生委員・児童委員並びに主任児童委員への情報提供や研修、会議への支援を行う。	社会福祉課

② 保育サービスの充実

事業名	事業の概要	担当課
通常保育事業	保護者の代わりに児童を保育するため、市立保育所を運営管理するとともに、民間保育所へ運営費を支弁する。 （保育時間／月曜から金曜日まで：8:30～16:30、土曜日：8:30～12:00）	子育て支援課
時間外保育・延長保育事業	時間外保育 月曜から金曜日 7:00～8:30、16:30～18:00 土曜日 7:00～8:30、12:00～17:00 延長保育： 月曜から金曜日 18:00～19:00	子育て支援課
開放保育事業	第一・第二・第三保育所において、月2回程度、1回当たり10組程度を定員として実施。七夕会などのイベントや保育所入所児童との集団遊び、育児相談などを行っている。	子育て支援課
家庭保育室事業	現在、2園の家庭保育室にて、3歳未満児の乳幼児を原則一日8時間以上の保育を実施している。	子育て支援課
障がい児保育事業	障がいの状況により保育士を加配するなど障がい児受入体制を整え、保育を行う。1保育所当たり3人を限度として実施。	子育て支援課
コミュニケーション支援事業	手話通訳、要約筆記者の派遣を行う。	社会福祉課
家庭的保育事業	市長村長が行う研修を修了した保育士等が、市長村長の認証を受け、その者の居宅にて保育を行う。	子育て支援課

③ 子育て支援のネットワークづくり

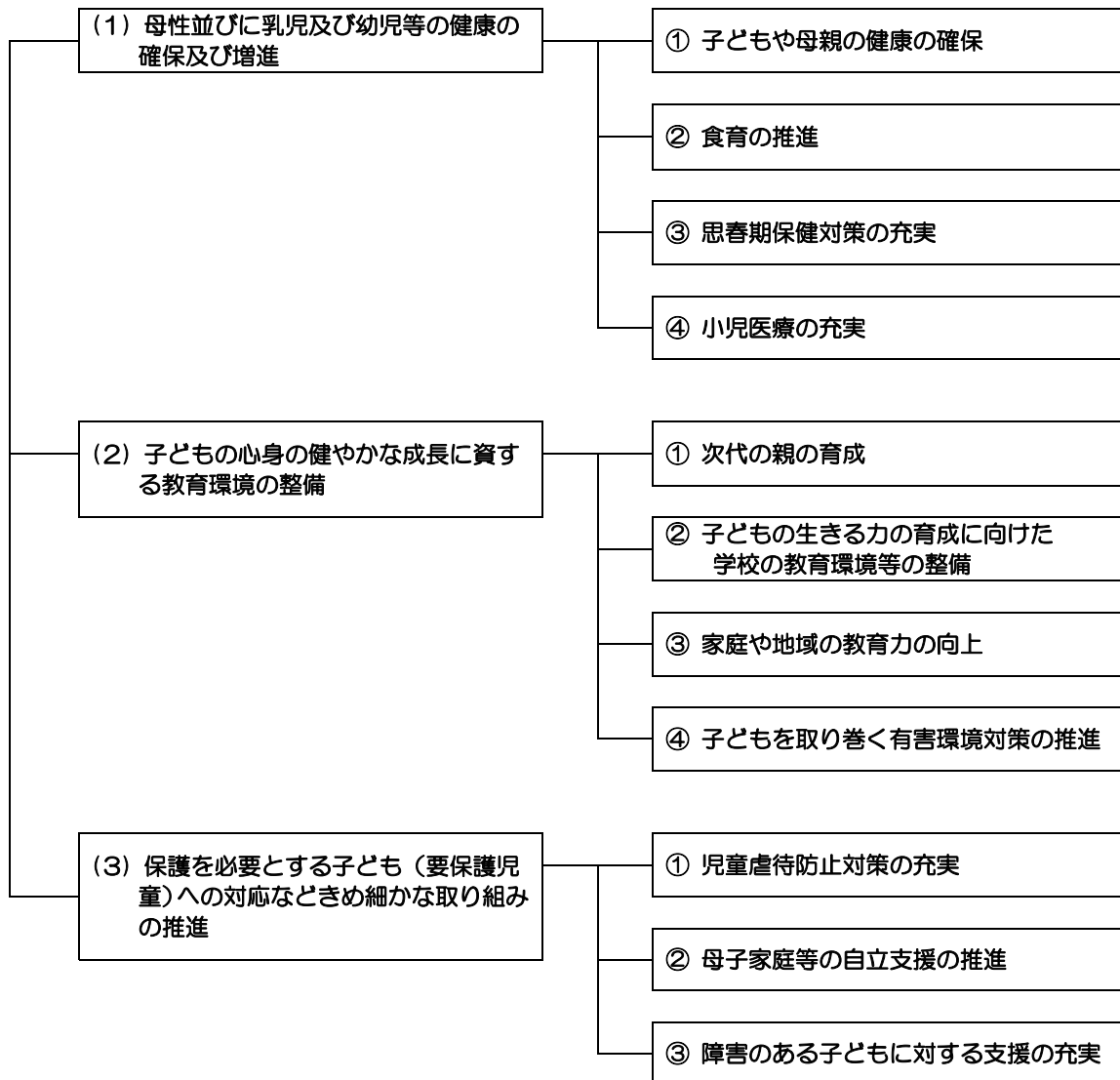
事業名	事業の概要	担当課
子育てサークル等への活動支援	・サークル登録 ・公共施設の無償利用 ・よしかわ子育てネットワーク活動費の助成	子育て支援課
母親クラブ助成事業	各クラブの年中行事の支援、自然体験及び児童館情報の提供を行うことにより全体事業への参加を進める。	子育て支援課 児童館
子育てグループ事業	市の母親学級に参加した各グループを中心に産後2か月頃から、月1回程度集まりを行い、1歳頃を目途に自主グループとして活動できるよう働きかける。主な内容は参加者同士の交流であり、保健師は相談対応・自主グループ継続への働きかけを行う。	健康増進課
乳幼児家庭教育学級（赤ちゃんサロン）	子育て支援サークルとの共催による、わらべ唄・手遊び・赤ちゃん体操の他、専門講師による育児指導などを行う。	生涯学習課 中央公民館
幼児家庭教育学級（子育て支援サークル）	子育て支援サークルとの共催による、わらべ唄・手遊び・	生涯学習課

てサロン)	テーマに沿ったグループトークなどを行う。	中央公民館
-------	----------------------	-------

④ 子どもの健全育成

事業名	事業の概要	担当課
青少年相談員活動費補助事業	子どもたちの健全育成を図るため、サマーキャンプや人形劇などを実施している青少年相談員協議会に対し、運営費の一部を補助する。	子育て支援課
健全育成に関する啓発事業	「吉川市青少年健全育成大会」では、あいさつで心ふれあう街づくりをテーマとし、小中学生による作文・標語の発表や中高生による社会体験発表、少年の主張発表を実施し、子どもたちの気持ちや考えを理解する契機とする。また、「家庭の日」のリーフレット配布を行う。	学校教育課 少年センター
青少年相談事業の充実	平日相談受付：9時～17時（電話、来所、訪問） 休日相談受付：土、日13時～15時（要事前予約）	学校教育課 少年センター
小学生ワンダークラブ助成事業	小1クラブ：第2・4土曜日の10:30～11:30 小2・3クラブ：第1・3土曜日の10:30～11:30 高学年クラブ：第2・4日曜日10:30～12:00 工作、運動、スポーツなどを年間を通して行う。	子育て支援課 児童館
児童館特別事業	ゴールデンウィークや夏休みなどを中心に劇団公演・こいのぼりづくり・ワンダーフェスティバルなどを行う。	子育て支援課 児童館
児童館月例定期事業	月に1回祝日に紙飛行機大会を行っていて、年間のグランドチャンピオンを決定する。	子育て支援課 児童館
児童館週間定期行事	プラネタリウム幼児番組投影、アニメ上映、工作、スポーツ、紙芝居、未就学児対象イベントなどを行う。	子育て支援課 児童館
魚つかみ取り大会	人工池（吉川市沼辺公園じゃぶじゃぶ池）に鯉や金魚を放流し、子どもたちが自らの手で捕まえる。	市民参加推進課
平和バスツアー	小学校3年生以上を対象に募集したツアーで、戦争や平和に関連する資料館等を見学する。 参加者が小学生から高齢の方まで幅広い年齢の方の参加があることから、世代間での活発な交流が期待できる。	市民参加推進課

基本方針2. 子どもの健やかな誕生とげんきな成長を支えるまちづくり



(1) 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

現状と課題

○ニーズ調査結果より

就学前児童で、子育てに有効な支援・対策として、「母親・乳児の健康に対する安心」を選んだ方が37.9%、「妊娠・出産に関する支援」を選んだ方が56.5%でした。妊娠中の方へのアンケートでは、約8割の方が、子どもとの対面を楽しみにしながら、同時に無事に出産できるか不安を感じていると回答されています。

乳幼児健診の体制に関しては、7割以上の方が、満足またはふつうと感じているのに対して、小児医療の体制については、約5割の方が不満と感じています。

○食育アンケート結果より

小中学生の朝食摂取については、約8割強も児童・生徒が毎日朝食を摂取しているという結果でしたが、1割近くの児童・生徒が、一週間のうち、0日～4日摂取という結果で、中学生に多く見られました。摂取しない理由については、「時間が無い」が約半数で「食欲が無い」が約3割でした。

保護者及び成人市民で食育の言葉と意味を理解（大体を含む）していると回答した方は、61.1%で、食育に関心があると回答した方は78.0%でした。

妊娠中の方を対象にしたアンケートでは、6割を超える方が、妊娠・出産に何らかの不安を感じています。こういった不安を取り除き、安心して出産を迎えることができるような支援策の充実が必要となっています。また、不妊相談や治療に関するアンケートでは、2割を超える方が不妊相談や治療の経験があると回答され、情報提供、家族の理解、相談体制の整備や健康保険の適用を求める声があることから、こういった不妊に悩む方への支援の充実も今後の課題として捉える必要があります。

乳幼児の健診等に関しましては、大多数の方が現体制に満足されていますが、乳幼児期における健診の場を活用した相談指導は、その後の子育てに大きく影響することが考えられることから、保護者の多様なニーズに対応した健診・相談体制の更なる充実が求められています。

吉川市食育アンケート調査（平成21年3月）によると、市内小中学生が毎日朝食を摂るのは約8割強と、おおむね良好ですが、朝食を全く摂らない児童・生徒が2%という結果でした。平成19年国民栄養・健康調査結果によれば、男性で30代、女性が20代の朝食欠食が最も多いという結果も出ておりますので、保護者も含めた年少期における、早寝早起きなどの生活習慣や食習慣に関する学習指導等が重要となります。さらに、乳幼児期から思春期における食育を推進するために、平成21年度に策定された「吉川市食育推進計画」に基づいた施策の展開が重要となります。

埼玉県における平成19年度の人工妊娠中絶件数は10,368件、うち10代が1,061件で全体の約1割となっています。人工妊娠中絶を経験すると、その後の妊娠時にハイリスク出産となる可能性が高くなるとの説もあります。中学・高校の少年期において性や性感染症予防に関する正しい知識を得るため、学習の機会や情報の提供などの思春期保健対策の充実が今後必要となります。

喫煙や薬物に関しては、好奇心や興味本位から手を出してしまうことが無いように、特に喫煙に関しては、煙草が簡単に手に入るという現状を踏まえ、家庭での対応を含め、児童・生徒への正しい知識の普及を図るとともに、多感な時期の心の問題に係る相談体制の充実が求められます。

ニーズ調査によれば、就学前児童・小学生児童ともに、約85%の方がかかりつけ医がいると回答していますが、小児医療を含め、ホームドクターの存在は地域医療の根幹でもあることから、すべての家庭にホームドクターが存在するよう、医療機関等の情報提供とホームドクターの重要性を周知することが大変重要です。

吉川市では、平成16年10月から（社）北葛南部医師会及び（社）三郷市医師会の協力を得て、三郷市、松伏町とともに平日夜間における小児時間外診療体制を整備しています。平成20年度は18実施医療機関で、779（電話相談含む）件の対応がありました。平成17年度以降、

毎年度平均770件（電話相談含む）の対応がされてきており、今後も体制の充実が求められます。

施策の方向と個別事業

① 子どもや母親の健康の確保

乳幼児健診、新生児訪問、母親（両親）学級等の母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導の充実を図ります。

乳幼児健診等の場を通じた親との関わりの中で、児童虐待防止や事故防止に関わる相談指導を通じて、母親など保護者の不安の解消に努めます。

「いいお産」のために、妊産婦に対する出産準備教育や相談の場の提供に努めます。

② 「食育」の推進

幼児期から思春期までの発達段階に応じ、保育所（園）、幼稚園、学校において、子どもによる食づくり等の体験活動を含めた、食に関する学習の機会や情報提供を行います。

さらに、保健センターの母親（両親）学級や乳幼児健診等の場において、妊産婦や乳児の保護者を対象とした食に関する学習の機会や情報提供を行います。

③ 思春期保健対策の充実

学校教育プログラムの中で、10代の児童を対象とした性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図ります。

さらに、少年センターにおいて、喫煙や薬物、学童期・思春期における心の問題に係る相談体制の充実を図ります。

④ 小児医療の充実

2市1町（三郷市、吉川市、松伏町）の共同事業として（社）北葛南部医師会及び（社）三郷市医師会の協力により実施している、小児時間外（初期救急）診療体制の充実に努めます。

① 子どもや母親の健康の確保

事業名	事業の概要	担当課
子ども医療費支給事業	入・通院ともに小学校に就学する年の3月31日までに受診した医療費のうち、保険診療に基づく自己負担金（食事療養費は除く）を助成支給。 入院に係る医療費については、中学校修了前までの児童を対象に助成。	子育て支援課
助産施設	市内に居住する妊産婦が保健上、必要があるにも関わらず、経済的理由により入院助産を受けることができない場合において、その妊産婦を公費負担で助産施設に入所させ助産を受けさせる。	健康増進課
重度心身障害者医療費助成事業	病院等で診療した場合、各種医療保険制度による医療費の一部負担額（附加給付、入院時の食事療養費及び他法からの支給分を除く）を助成。 （入院時の食事療養費を除く。）	健康増進課
母子健康手帳交付事業	妊娠届出書の提出により母子健康手帳の交付を行う。	健康増進課
母親学級事業	保健師、栄養士、助産師及び歯科医師による妊娠、出産、育児に関する講義と実技、グループワークによる母親同士の仲間づくりを図る。	健康増進課

妊婦一般健康診査事業	母子健康手帳交付時に、妊婦健康診査受診票（5回）及び妊婦健康診査助成券（9回）、HIV検査、超音波検査、子宮頸がん検診受診票を発行し、健診等費用を公費で助成する。	健康増進課
妊産婦相談事業	家庭訪問や面接等により、妊産婦に必要な保健指導を行う。	健康増進課
不妊相談事業	電話や面接等による相談及び埼玉県不妊治療費助成制度に関する情報提供を行う。	健康増進課
栄養指導事業	相談・乳幼児健診時における栄養士・保健師による栄養指導、離乳食指導。母親学級での栄養指導。	健康増進課
新生児訪問	助産師又は保健師による訪問指導。	健康増進課
4か月児健康診査	問診、身体計測、診察、個別健康相談、離乳食相談。（2回/月実施）	健康増進課
7か月児健康相談	問診、身体計測、個別健康相談、個別離乳食相談（試食）。（2回/月実施）	健康増進課
1歳8か月児健康診査	問診、身体計測、内科健診、歯科検診、歯磨き指導、保健指導、栄養相談。（1回/月、年12回）	健康増進課
3歳4か月児健康診査	尿検査、問診、身体計測、内科健診、歯科検診、歯磨き指導、保健指導、栄養指導。（1回/月、年12回）	健康増進課
オリオン教室	自由遊び、課題遊び、心理判定員による発達評価（年6回）、保護者との相談・指導（1回/月、年12回）。	健康増進課
乳幼児相談	身体計測、保健指導、栄養指導、助産師による母乳相談（1回/月、年12回）。	健康増進課
発育・発達相談	医師による診察、言語聴覚士による発達検査・言語指導、保健師による保健指導。（1回/月、年12回）	健康増進課
集団フッ素塗布	歯科健診、フッ素塗布、歯科保健指導を年6回実施（1人に対しては概ね半年毎の塗布 自己負担 800円）。	健康増進課
予防接種	個別接種：BCG、三種混合（ジフテリア・百日咳・破傷風）、麻しん、風しん、日本脳炎 集団接種：ポリオ	健康増進課
乳児むし歯予防指導事業（にこにこ歯磨き教室）	歯科医師による講義と歯磨きの仕方やむし歯予防の方法について実習する。	健康増進課
乳幼児リハビリテーション（赤ちゃん体操）	理学療法士における運動発達の指導と保健師による健康相談。（1回/月、年12回）	健康増進課

② 「食育」の推進

事業名	事業の概要	担当課
親と子の食生活共同体験学習の充実事業	学齢期に適切な食育に関する指導を充実させる必要があるため、親子を対象に食生活習慣を確立させるための栄養指導を含めた食育に関する指導を行う。	学校教育課
食生活推進員による地域活動事業	市は、食生活改善推進員に対して健康の保持増進に係る人材の養成及び資質の向上を図る。食生活改善推進員は、市民に対して健康づくり活動を広める。	健康増進課

③ 思春期保健対策の充実

事業名	事業の概要	担当課
保健体育学習における性教育の充実	児童生徒の実態に応じた指導計画に基づき、保健学習等において養護教諭の協力を得ながら、効果的な性教育を実施する。	学校教育課
学校保健担当者会の開催	児童生徒の心身の保健の問題について、学校保健担当者会を定期的に開催し、指示伝達や情報交換、研究協議により問題の改善を図る。	学校教育課

④ 小児医療の充実

事業名	事業の概要	担当課
小児時間外（初期救急）診療事業	三郷市、吉川市及び松伏町と社団法人北葛南部医師会及び社団法人三郷市医師会との委託事業で、15歳以下の児童を対象とした小児時間外（初期救急）診療を実施する。	健康増進課

（２）子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

現状と課題

① 次代の親の育成

少子化社会が進む現代では、兄弟姉妹や地域の子もたちが少なくなる中、年上の子どもたちが年下の子どもたちの世話をするなどの経験が無くなり、乳幼児を含めた低年齢児とのふれあいが十分でないまま成長し、やがて大人になっていくケースが多くなってきています。家庭を築くことや子どもを育てることの意義を身につけるために、青少年期における、保育所（園）、子育て支援センターなどを活用した乳幼児とのふれあい事業の充実が求められます。

② 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

【確かな学力向上のために】

各学校での少人数指導担当教員の配置などにより、個々に応じた指導は充実してきましたが、習熟度別学習はまだ浸透していない現状にあります。習熟度別学習^{※1}を中心として、少人数指導、ティーム・ティーチング（T、T）^{※2}などを積極的に取り組み、児童生徒の個性に応じたきめ細かな指導が今後必要です。

【豊かな心の育成のために】

文部科学省学校基本調査（平成21年度速報）によりますと、埼玉県内中学校において、平成20年度中に30日以上不登校を理由に学校を欠席した中学生は5,919人で、全生徒数の約3%となっています。これらの状況を踏まえ、吉川市でも教育相談体制の充実が求められています。

現代社会において、他人と関わり、他人を思いやれるような豊かな心を育むことは大変重要なことです。学校での道徳・人権教育を充実するとともに、地域の中での多様な体験活動を交えて推進する取組が必要です。

【健やかな体の育成のために】

吉川市食育アンケート調査によると、小・中学生が学校以外で運動したり、屋外で体を使って遊んだりする機会は、週1日～3日が約32%で最も多く、毎日という回答が約26%で、男女比率では、小・中学生ともに男子が多いという結果になっています。学校での体育授業にあっては、体力向上推進研究校の研究成果等を活用した、体育科の指導計画の工夫や学習指導の工夫・改善が求められています。

中学校の部活動では、指導者選定が課題となっている外部指導者導入への支援充実が必要です。

朝食の摂取や適度な睡眠時間など学校以外での生活における改善点の把握を行うとともに、子どもの心身の健康の保持増進のため、保護者、学校保健関係者及び関係機関等との連携を図った取組の推進が必要です。

【信頼される学校づくりのために】

学校が地域住民の信頼にこたえ、家庭や地域が連携協力して教育活動を展開するためには、学校を開かれたものとするとともに、学校の経営について明らかにするための取り組みが必要です。

この取り組みとして、現在各学校において学校評議員会^{*1}を開催していますが、新たな人材発掘が難しい状況にあることから、周知啓発活動により、学校評議員制度に対する理解を促進する必要があります。また、学校運営協議会制度^{*2}に関する研究が求められています。

学校評価については、各学校は学校運営改善のための自己評価を行い、その結果を学校評議員、保護者などからなる学校関係者が評価（学校関係者評価）を行い、これら自己評価、学校関係者評価の結果については学校便り等で公表しています。

【幼児教育の充実のために】

友達との様々な体験を通じて、人との関わり方を学ぶ幼児期の教育は、人間形成の基礎を培う上で、極めて重要です。

この幼児教育を支えるため、現在入園料及び保育料の減免を行う私立幼稚園の設置者を対象に補助金の交付を行っていますが、今後も充実した制度の継続が必要です。

保育所（園）、幼稚園及び小学校の連携を強化することによる幼児教育の充実と幼児教育期から小学校への円滑な接続が必要です。三者間の連携にあっては、保幼小連絡協議会の計画による情報交換会、教職員相互体験研修を行っております。今後は、幼児や児童同士の交流などを通して、いわゆる小1問題^{*1}を解決していく必要があります。

③ 家庭や地域の教育力の向上

【家庭教育への支援の充実のために】

現在、各学校PTAや幼稚園等保護者による家庭教育事業が開催されていますが、内容の見直しなどの検討が課題となっています。

【地域の教育力の向上のために】

地域活動を行っている個人や団体の把握が不十分であることから、十分な情報収集、人材の発掘及び育成が課題となっています。また、個々の活動団体の連携を促進するなどの対策が求められています。

生涯学習事業では、親子で参加できる講座を取り入れるなど、事業内容の見直しを進めるとともに、積極的な情報提供を推進し、市民への周知と事業の浸透に努める必要があります。

スポーツ活動を通じた地域の教育力の向上を図るために、スポーツ環境の整備を図ることが課題となっています。

④ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

吉川市では、書店やコンビニエンスストアなどの協力を得て、有害図書等の区分陳列や街頭補導活動を実施することにより、一定の成果が上がっていることから、今後も内容の充実を図りながら活動を継続していきます。

携帯電話サイトやインターネットを通じた有害情報への対応については、フィルタリング^{*6}の普及促進など、家庭や保護者及び社会全体でその対策に努める必要があります。

施策の方向と個別事業

① 次代の親の育成

男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを生み育てることの意義に関する教育・広報・啓発に取り組むとともに、実現に向けた地域社会の環境整備を進めます。

中学校の家庭科等の学習時において、市内保育所で乳幼児と直接ふれあうことなどにより、子どもや家庭の大切さを理解できるような機会を設けます。

② 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

【確かな学力向上のために】

個々の子どもに応じた指導の充実や外部人材の協力による学校の活性化に向けた取り組みを推進するとともに、学力向上に向けた学校支援を行います。

【豊かな心の育成のために】

指導方法・指導体制の工夫改善等を進め、道徳・人権教育の充実を図るとともに、芸術文化鑑賞会への参加などにより、豊かな心の育成に努めます。

いじめ、非行、不登校などの問題に対応するために、少年センターを中心に学校、家庭、地域及び関係機関との連携と相談体制の強化に努めます。

【健やかな体の育成のために】

指導計画や指導方法を工夫し、児童生徒の体力の実態に合わせた体育授業を進めるとともに、中学校の運動部活動における専門的な技術、知識を有する外部指導者を招くことによって、運動部活動の充実を図ります。

【信頼される学校づくりのために】

学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の研究を行ってまいります。

地域及び家庭と学校との連携・協力を図り、地域に根ざした特色ある学校づくりに努めます。教職員の構成かつ適正な人事管理に努めます。

学校施設の耐震化と合わせ、大規模改修等を実施し、適正な整備を行い、子どもに安全で豊かな学校環境を提供します。

児童生徒が安心して教育が受けられるよう、地域全体で子どもの安全を見守る環境の整備を進めます。

【幼児教育の充実のために】

私立幼稚園等の入園料や保育料の減免を行う設置者に対し、補助金の交付を行うことにより、在園する園児を養育する家庭への経済支援を行います。

保幼小連絡協議会による情報交換会や教職員相互体験研修などを通して、保育所（園）、幼稚園及び小学校の連携強化に努めます。

③ 家庭や地域の教育力の向上

【家庭教育への支援の充実のために】

家庭の教育力を高めるために、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保育所（園）、幼稚園及び市内小中学校単位での家庭教育学級の開催や市内小中学校において子育て講座・父親講座などを開催し、家庭における教育力向上を支援します。

【地域の教育力の向上のために】

友好提携市や国際友好姉妹都市の地域の方々との交流や児童館事業などを通じて、多様な体験活動の場の提供に努めます。

さらに、ふらっとスポーツ小学校クラブ事業などを通し、スポーツ環境の整備を図ることにより、地域の教育力の向上を図ります。

④ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

コンビニエンスストア等に、有害図書区分陳列の協力を依頼するなど、有害情報の氾濫に対する自主的措置の推進に関して、関係業界への働きかけを行います。

少年センターを中心とした街頭補導活動事業や青少年相談事業を充実させ、有害環境対策を推進します。

① 次代の親の育成

事業名	事業の概要	担当課
社会体験チャレンジ事業	チャレンジ推進委員会を開催し、事業所や公共施設への受入れを依頼するし、中学生（2年生）が3日間の職場体験を行う。	学校教育課 少年センター
乳幼児とのふれあい体験学習の充実	中学校の家庭科等の学習において、市内保育所等で乳幼児とふれあう体験的・実践的な学習を通して、家族や家庭に関する理解を深める。	学校教育課

② 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

事業名	事業の概要	担当課
私立幼稚園就園奨励費補助事業	入園料及び保育料の減免を行う私立幼稚園の設置者に対象として、補助金の交付を行います。	教育総務課
幼稚園類似施設就園奨励費補助事業	入園料及び保育料の減免を行う幼稚園類似施設の設置者に対象として、補助金の交付を行います。	教育総務課
要保護及び準要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金	要保護、準要保護世帯に対し、学用品費、給食費、校外活動費、修学旅行費などの一部を補助する。	教育総務課
教育相談体制の充実	平日相談受付：9時～17時（電話、来所、訪問） 休日相談受付：土、日13時～15時（要事前予約）	学校教育課 少年センター
基礎基本を理解させる指導方法の充実	市内小中学校に各校の実情に応じた課題を研究するため委嘱し、事業費の一部（講師謝金、需要費等）を補助する。	学校教育課
個に応じた多様な指導方法の充実事業	県費少人数指導員が1名のみ配置されている小学校に、市費少人数指導員を配置する。 大規模小学校に、市費による少人数指導教員を配置する。	学校教育課
子どもの読書活動の推進	小学校7校に2名、中学校に1名の図書館サポートティーチャーを配置し、児童への読み聞かせや図書の紹介、また学校図書館の整備・充実を図る。	学校教育課
英語指導助手（ALT）の活用事業	語学指導助手を各小・中学校に配置。	学校教育課
外部人材の積極的な活用	総合的な学習の時間や生活科、その他の教科において、専門的な内容に精通している外部人材を積極的に活用する。	学校教育課
道徳教育の充実	道徳の時間を充実するとともに、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動等の教科の特質に応じて充実を図る。	学校教育課
人権教育の充実	教科指導や道徳の時間において、人権教育の視点を入れた授業の充実を図るとともに、人権作文・標語の作成を通して人権教育をする。	学校教育課
多様な体験活動の機会の充実	小中学校におけるみどりの学校ファーム事業の農業体験を始めとして、多様な体験活動を重視する	学校教育課
芸術文化鑑賞会の実施	各学校において、音楽会や文化祭、作品展覧会、演劇鑑賞会等を指導計画に基づき実施する。	学校教育課

地域交流事業の推進	地域の人を総合的な学習の時間や生活科などの授業に招いたり、地域の教材を授業のテーマにするなど、学校と地域との交流を推進する。	学校教育課
体育授業の充実	体育の授業において、児童生徒の体力の実態に合わせて、指導計画や指導方法を工夫して、児童生徒の体力の向上に努める。	学校教育課
部活動への支援・充実	市内3中学校に15名の運動部活動外部指導者を派遣する。	学校教育課
健康教育の充実	各学校において、学校保健関係者・関係機関との連携を図り、保健学習の充実に努める。	学校教育課
健康診断事業の充実	児童生徒、教職員及び就学予定児童に対して、学校保健法に基づく各種検査等の健康診断を実施する。	学校教育課
生活習慣病予防のための指導の充実	各学校の保健学習等において、病気予防に関する指導を充実するとともに、肥満等により指導が必要な児童生徒に対し、生活習慣予防のための指導に努める。	学校教育課
開かれた学校教育（学校評議員制度）	市内小中学校に5名づつの学校評議員を置き、学校運営のための地域・保護者の意向を把握、協力を求める。	学校教育課
保育所（園）・幼稚園・小学校の連携強化	保育所（園）、幼稚園、小学校が相互に学習参観や情報交換等の連絡協議会を開催する。	学校教育課
ブックスタート	保健センターの実施する7か月児健康相談時に、赤ちゃん絵本を紹介し、1冊プレゼントする。	図書館
おはなし会	図書館お話室において、定期的におはなし会を開催。絵本・紙芝居の読み聞かせのほか、わらべ唄、手遊び、折り紙、工作等を行う。	図書館
ブックトーク	図書館員が小学校を訪問し、本の内容紹介とともに、貸し出しを行う。	図書館
図書配送便	市立図書館と市内小中学校・学童保育室・市立保育所を結び配送車を運行し、貸出本・返却本を運ぶ。	図書館
一日図書館員	夏休みに参加希望者を募り、市立図書館及び各分室で、図書館員として貸出や返却、書架の整理など、一日の業務を体験する。	図書館

③ 家庭や地域の教育力の向上

事業名	事業の概要	担当課
日本語を母国語としない児童生徒のための日本語会話支援	吉川市国際友好協会のボランティアが市内小・中学校に訪問し、対象児童生徒に日本語を指導する。	市民参加推進課
・ふるさと探検隊in室根 ・室根っ子探検隊in吉川	市広報紙等により参加者を募集し、対象児童に、自然あふれる室根町（吉川市の友好提携町である岩手県一関市室根町）で様々な体験をする。 吉川市内に滞在する室根町の児童と吉川市在住の児童との交流活動。（吉川・室根交流協会）	市民参加推進課
姉妹都市レイクオスエゴ市青少年訪問団	青少年親善訪問団派遣事業を委託事業として、吉川市国際友好協会に委託する。児童達は吉川市の国際姉妹都市の米国レイクオスエゴ市へホームステイをする。	市民参加推進課
吉川・室根中学生スポーツ交流開催事業	吉川・室根交流協会が中心となり、当該学校間での調整を行い、夏休みを利用し、訪問市町（吉川市と室根町で隔年）の中学生らが公共施設に宿泊し、訪問市町の中学生とともに合同練習や交流試合を実施する。（吉川・室根交流協会）	市民参加推進課

世代間交流の実施事業	生活科（昔遊び、お手玉）、総合的な学習の時間（草履作り、郷土料理、農作業、郷土史）等でゲストティーチャーとして高齢者の方々を学校に招き、授業支援を行う。	学校教育課 少年センター
子どもの体験活動推進事業	各小学校区に実行委員会を組織し、週末（土日）に実施。料理・工作・宿泊など学校の授業では学べない様々な体験を通して、子どもたちの想像力や判断力、創意工夫する力を育てている。	学校教育課
家庭教育学級	交付金を交付し、小中学校にあっては年間3回以上かつ合計6時間以上、幼稚園又は保育所（園）にあっては年間2回以上かつ4時間以上、家庭教育に関する講話や講演会、実技体験等を開催する。	生涯学習課
家庭教育講座	思春期の子育てや父親の家庭教育への参加及びその他の機会を活用した子育て講座を開催する。	生涯学習課
社会教育関係団体への補助金交付	子ども会育成連絡協議会：インリーダー研修会、郷土かるた大会 PTA連合会：市内各小中学校PTAの調整や関連事業の実施 ボーイスカウト：野外活動や奉仕活動等 これらの事業活動を通して、地域活動の指導者を育成する。	生涯学習課
生涯学習に関する情報提供の充実	ホームページによる情報の提供や生涯学習総合冊子などを発行し、情報提供の拡充を図る。	生涯学習課
ふらっとスポーツ小学校クラブ	第1又は第3土曜日の午前中、市内小学校等体育施設において、気軽に楽しめるスポーツレクリエーション活動を実施する。	スポーツ振興課
一日市長	小学生と中学生を隔年で各2名を選任。模擬政策会議・決裁の体験学習、各課及び公共施設の視察、市長との意見交換等を行う。	政策室
ジュニアフォーラム	小学生と中学生を隔年で各15名（以内）を選任。あらかじめ設定したテーマに沿って、市長と参加児童が意見交換をし、意見・要望等を市政運営に反映する。	政策室
自然観察教室	広報よしかわなどで参加者を募集し、年4回程度の自然観察会を実施する。	環境課
こどもエコクラブ事業（環境省所管）	小中学生ならだれでも参加可能な環境活動のクラブであり、1クラブ数人から30数人程度で、活動を支える大人のサポーターで構成される。子どもたち自身の興味により、自然観察、環境調査やリサイクル活動など、地域の中で身近にできる環境活動に自由に取り組み。「こどもエコクラブ事業」は、環境省の事業であるが、市町村がエコクラブ登録の受付を行う事務局となっている。	環境課
青少年相談員活動費補助事業【再掲】		子育て支援課
小学生ワンダークラブ助成事業【再掲】		子育て支援課 児童館
児童館特別事業【再掲】		子育て支援課 児童館
児童館月例定期事業【再掲】		子育て支援課 児童館
児童館週間定期行事【再掲】		子育て支援課 児童館
母親クラブ助成事業【再掲】		子育て支援課 児童館

健全育成に関する啓発事業【再掲】	学校教育課 少年センター
青少年相談事業の充実【再掲】	学校教育課 少年センター

④ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

事業名	事業の概要	担当課
街頭補導活動	吉川市補導委員が月に、昼4回、夜5回、市内を巡回し、公園やゲームセンターなどでの見回りや声掛けを行う。	学校教育課 少年センター
有害図書区分陳列の徹底	吉川市青少年育成推進委員が市内コンビニエンスストア等の協力を得て、有害図書等の区分陳列の状況調査および区分陳列のを依頼し、青少年に有害な環境の除去に努めるとともに、県条例の周知を行う。	学校教育課 少年センター

(3) 保護を必要とする子どもへの対応などきめ細かな取り組みの推進

現状と課題

〇ニーズ調査結果より

子育てに有効な支援・対策として、「要保護児童に対する支援」を選んだ方は、就学前児童で15.4%、小学生児童で13.0%、子育ての辛さを解消するために必要なこととして、「要保護児童に対する支援」を選んだ方は、就学前児童で4.8%、小学生児童で10.7%です。

障がいなど配慮の必要な子どもを安心して育てられるまちだとはっきり感じている方は、就学前児童で9.4%、小学生児童で9.2%でした。

厚生労働省の調査によると、平成20年度の児童虐待の相談件数（速報値）が、前年度比5.0%増の4万2,662件に達し、18年連続で過去最多を更新したとされています。児童虐待に関する大人たちの関心が高まっていることの表れとも言えますが、子育てに悩み子どもへの虐待に走ってしまう保護者が増加していることも推測されます。平成20年度に、吉川市で受けた新たな虐待相談件数は12件でした。埼玉県内児童相談所への虐待相談件数も年々増加の一途にあり、平成20年度には2,657件の相談がありました。主な虐待者は、実母が58.4%となっています。子育てに一人悩み、孤立した母親による子どもへの虐待といった背景がうかがえます。

子育てに悩む母親など保護者の孤立を防ぎ、育児相談などが気軽にできる環境の整備を行うとともに、新生児訪問や乳幼児健診等の機会を捉えて、ハイリスク家庭の早期発見とその後の関係機関等との連携による支援体制の充実が課題となっています。

また、保護者などの経済的貧困に起因する、養育困難家庭における子どもの健全育成を支援する施策の充実を図ることも今後の重要な課題です。

吉川市におけるひとり親世帯数は、平成12年国勢調査時で母子263世帯、父子47世帯、平成17年国勢調査時では母子343世帯、父子57世帯へと増加しております。母子家庭にあっては他の親族と同居している家庭も含めると、平成21年4月現在で、543人の児童扶養手当受給資格者がいることから、母子世帯（家庭）はさらに増加していることが分かります。吉川市では平成17年度から母子自立支援員を設置し、相談体制の整備を図っておりますが、今後も、庁内関係部署や関係機関との連携強化を図り、多様な相談及び支援に対応することが求められています。

吉川市で障害者手帳を交付されている児童の数は、人口とともに増えており、平成20年度末現在で、身体障害者手帳を交付されている児童が47人、療育手帳を交付されている児童が77

人となっています。障がいのある児童や発達の遅れが疑われる児童への対応は、早期の発見と適切な指導・療育が重要になってきます。新生児訪問や乳幼児健診等の機会を有効に活かすことができる事業体制の充実が必要です。障がい児保育、学童保育室への障がい児の受け入れ、小・中学校における特別支援教育など、年代に合わせた障がい児教育、保護者や家庭（家族）への相談事業の充実が求められています。

また、特に発達障がいについては、保護者を含め社会的理解がまだ十分ではないことから、適切な情報の周知が必要です。

施策の方向と個別事業

① 児童虐待防止対策の充実

吉川市要保護児童対策地域協議会を有効に活用するとともに、調整機関である子育て支援課に専門性を有する職員の配置や、埼玉県、所轄児童相談所との連携強化を図ります。

保健センターでの新生児訪問、健康診査や保健指導等の母子保健事業や医療機関、医療関係団体との連携により養育支援等を必要とする家庭の早期把握を行います。

子育て支援課と健康増進課の緊密な連携と情報を共有する体制の構築とともに、民生委員、主任児童委員・児童委員の協力による地域における早期発見に努めます。

② 母子家庭等の自立支援の推進

母子自立支援相談員による母子家庭等の、就業・自立に向けた相談・支援体制の強化に努めます。

③ 障害のある子どもに対する支援の充実

手当や医療費の助成を行い、家庭への経済支援とともに、在宅療育・施設療育など、子どもや家庭の状況にあわせた、生活支援を行います。

また、保健センターでの健康診査・健康相談事業及び専門医との連携により、子どもの心身における障害や発達の遅れを早期に発見し、こども発達センターなどでの社会への適応力を深める療育や健全な心身の発達を促す療育を行うとともに、社会的理解が図れるよう、保護者や地域に対して適切な情報の周知を行います。

さらに、障がいのある児童生徒に合った、適正な教育体制の充実と保育所及び学童保育室での障がいのある児童の受け入れに努めます。

① 児童虐待防止の充実

事業名	事業の概要	担当課
要保護児童対策地域協議会	保健、医療、教育、警察、民生に関する機関代表者で構成される協議会において、対象となるケースに係る情報交換（共有）を行うとともに、各ケースに対する支援内容について、協議・検討を行い、具体的な支援策を講じていく。	子育て支援課
里親事業 【埼玉県事業】	里親登録の窓口となり、里親登録者の調査・指導を行い、子どもの養育上のトラブルへの援助等を行い里親受託者及び児童の支援を行う。	子育て支援課
児童福祉施設	入所施設：児童相談所の一時保護所や乳児院、児童養護施設などに、様々な理由により家庭での保育・養育が困難な要保護児童を入所させる。	子育て支援課
民生児童委員活動推進事業【再掲】		社会福祉課

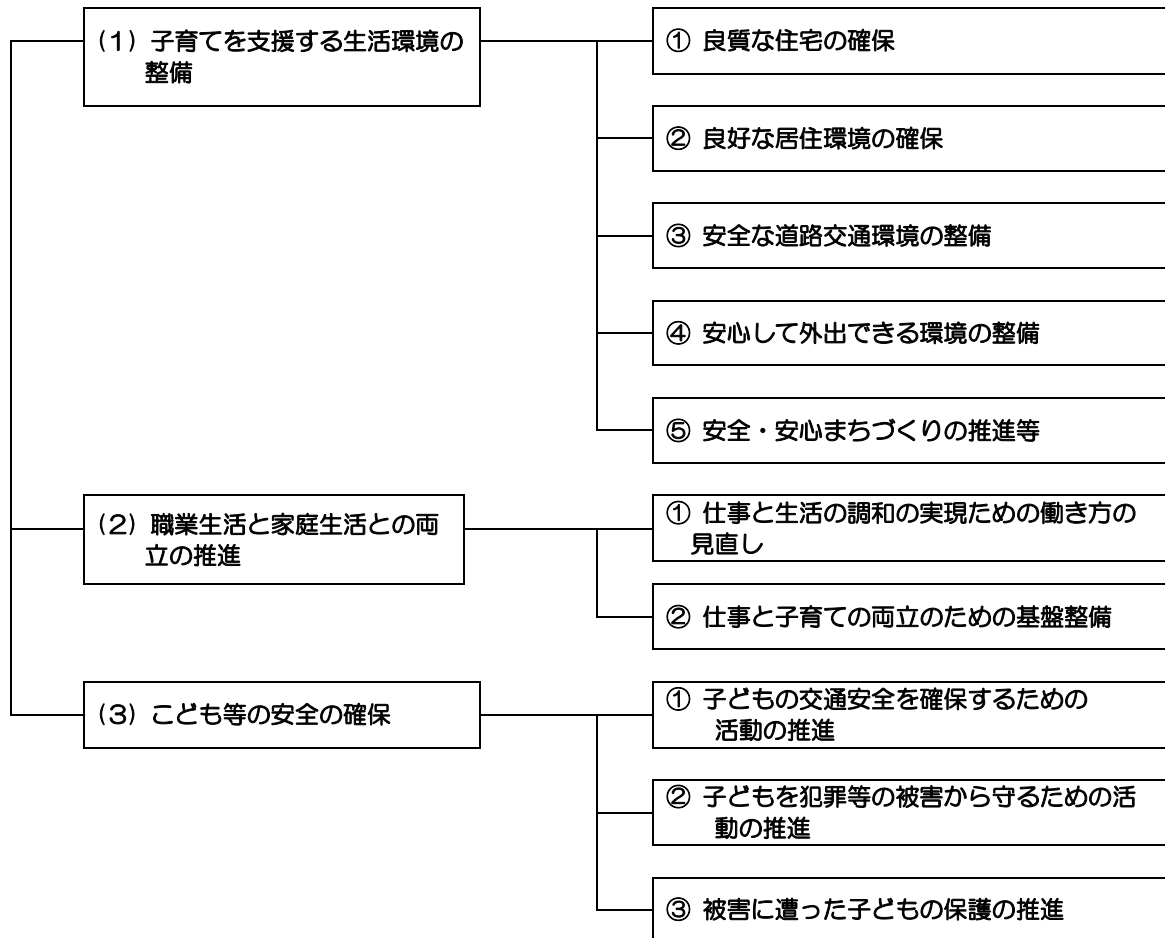
② 母子家庭等の自立支援の推進

事業名	事業の概要	担当課
母子自立支援員設置事業	母子及び寡婦家庭からの相談並びに自立に必要な情報提供及び指導、職業能力の向上及び求職活動に関する支援、母子及び寡婦福祉資金貸付の受付及び償還指導等を行っている。 【相談日】 子育て支援課窓口 月曜日9:00～12:00、 水曜日13:00～16:00、 木曜日9:00～12:00 おあしす（出張相談）第2、4木曜日13:30～16:00	子育て支援課
ひとり親家庭等医療費支給事業	養育している児童が18歳になった日以降の3月31日までの通院と入院にかかる保険診療医療費（食事療養費は除く）の自己負担額の一部を支給（所得制限あり）。	子育て支援課
児童扶養手当支給事業	母子家庭の児童や父に一定の障がいがある児童児童を育てている母親、又は母に代ってその児童を養育している方に対して支給する。（所得制限有り）	子育て支援課
母子寡婦福祉資金貸付【埼玉県事業】	母子家庭の母等に対し、事業開始資金、事業継続資金、就学資金、医療介護資金、生活資金、運転資金、就学支度資金、結婚資金、児童扶養資金などの貸付けを行う。	子育て支援課
配偶者暴力相談支援センター事業	「吉川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」により、情報提供、支援等の各施策を重点的かつ効果的に実施する。	市民参加推進課

③ 障害のある子どもに対する支援の充実

事業名	事業の概要	担当課
こども発達センター	集団指導：月から金曜日（年齢等に応じ通所形態が異なる）。 個別指導：言語聴覚士によることばの指導、理学療法士による指導。 保護者支援：個別相談など。	子育て支援課
障がい児の補装具費の支給	障がいの部位に応じ、医師の意見書及び補装具の見積書により（一部の補装具については本人の来所による更生相談所の判定が必要）、必要な補装具の給付等を行い、補装具費の支給を行う。	社会福祉課
障がい児日常生活用具給付等	障がいに応じ、必要な日常生活用具を申請により給付又は貸与する。	社会福祉課
児童デイサービス（自立支援給付）【埼玉県事業】	障がい児を施設に通所させ、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応性訓練を行う。 ※市は受付を行い、児童相談所への紹介業務を行う。	社会福祉課
移動支援事業	対象者は、市の支給決定を受け、事業所と契約する。事業所は利用の調整をし、ヘルパーが社会参加などのための移動を支援する。原則1割の利用者負担がある。（所得に応じ軽減有り）市は、月50時間を上限に、個々の活動状況に応じ支給量を決定する。	社会福祉課
タクシー利用券・自動車燃料券の交付	① タクシー利用券：年24枚（月2枚（初乗相当額710円分））を交付する。 ② 自動車燃料券：年12枚（月1枚（710円分））を交付する。 ※①又は②のいずれかを選択。	社会福祉課
特別支援教育の充実	特別支援員の配置や、就学支援委員会の開催を通し、適切な就学指導、就学支援を行う。	学校教育課

基本方針3. 子どもを安心して育てることができるまちづくり



(1) 子育てを支援する生活環境の整備

現状と課題

〇ニーズ調査結果より

子育てに有効な支援・対策として、「子育てしやすい住居・まちの環境面」を選んだ方は、就学前児童で75.0%、小学生児童で61.9%、子育ての辛さを解消するために必要なこととして、「子育てしやすい住居・まちの環境面」を選んだ方は、就学前児童で42.8%、小学生で41.4%です。

学校などの公共施設が子どもにとって安心できる場だとはっきり思う方が、就学前児童で22.7%、小学生児童で36.5%、公園など遊び場が充実しているまちだとはっきり思う方が、就学前児童で37.0%、小学生で27.8%でした。

若年層も含めた子育て世帯に対し、子育ての拠点となる住宅の供給が安定して行えるよう県営住宅やUR賃貸住宅などの入居募集等の情報提供を充実させることが必要です。

子育て世帯が安全・安心で快適な住生活を営むことができるように、住宅のユニバーサルデザイン化^{*7}やシックハウス症候群^{*8}等に関する情報提供の充実が求められています。

道路交通環境については、他のインフラ事業と合わせた総合的な整備が望まれますが、日頃の社会生活の中で、通園・通学などの際に事故の危険性の高い通学路における歩道や交通標識などの整備が重要です。

外出時における環境整備として、駅へのエレベーター、エスカレーターを設置やノンステップバスの導入を促進し、平成20年度末の市内バス路線のノンステップバス運行率^{*3}は76.6%となっています。公共交通のほか、市内公共施設をはじめとする、不特定多数の方々が出入りする建築物などのバリアフリー化については、今後一層の推進が必要であり、開発地域内の公園などをはじめとする公共公益施設のバリアフリー整備や既存の市内公共施設の大規模改修時におけるバリアフリー化を図るとともに、関係機関への働きかけも重要です。

施策の方向と個別事業

① 良質な住宅の確保

県営住宅等の公的賃貸住宅の入居者募集等の情報提供を行います。

② 良好な居住環境の確保

建築確認申請時に、シックハウス対策等について情報提供を行います。

③ 安全な道路交通環境の整備

道路の新設や拡幅に合わせて、歩道の整備及び街路灯、誘導ブロック、ガードレール等の交通安全施設の整備を行います。

④ 安心して外出できる環境整備

公共施設の改修に合わせた、施設のバリアフリー化及びノンステップバスの導入を促進します。

⑤ 安全・安心まちづくりの推進

子ども達が安心して集える公園の整備及び改善を行います。

子ども達が犯罪等の被害に遭わないように、自主防犯活動を促進するとともに、地域ぐるみでの子どもの見守り活動を推進します。

① 良質な住宅の確保

事業名	事業の概要	担当課
良質な住宅の確保	市ホームページによる募集時期の案内や県営住宅の申し込み用紙を年4回配付。	建築課

② 良好な居住環境の確保

事業名	事業の概要	担当課
シックハウス対策の推進	建築確認申請時における室内の仕上げ材への制限や24時間換気設備装置の義務付けの審査、公共工事においては安全な建材を使用する。	建築課

③ 安全な道路交通環境の整備

事業名	事業の概要	担当課
道路照明灯整備事業	交通事故事故多発地点や市民要望等に対して現地調査を行い、設置基準及び危険状況により、道路照明や防犯灯を設置する。	市民安全課
交通安全施設整備事業	交通安全施設の要望に対し、現地調査を行い、設置基準及び危険状況により、道路反射鏡や路面標示等の設置を行う。	市民安全課

④ 安心して外出できる環境の整備

事業名	事業の概要	担当課
ノンステップバスの導入促進	バス事業者が車両を導入する場合には、低床式バスの基準適合義務があり、その導入経費に対し、国、県、市の協調補助を実施する。	政策室
道路照明灯整備事業【再掲】		市民安全課
交通安全施設整備事業【再掲】		市民安全課

⑤ 安全・安心まちづくりの推進等

事業名	事業の概要	担当課
(仮称) 2号街区公園整備事業	土地区画整理事業(吉川中央土地区画整理)地区内に2,632㎡の公園を整備する。 平成22年度完成予定・	道路公園課
(仮称) 4号街区公園整備事業	土地区画整理事業(吉川中央土地区画整理)地区内に2,033㎡の公園を整備する。 平成22年度完成予定・	道路公園課
(仮称) 5号街区公園整備事業	土地区画整理事業(吉川中央土地区画整理)地区内に1,125㎡の公園を整備する。 平成22年度完成予定・	道路公園課
公共施設(公園)等の構造・設備の改善	公園等内施設の点検及び修繕若しくは危険施設の撤去	道路公園課
子どもの見守り活動の推進	子どもたちの下校に合わせ、防災行政無線により見守りに関する一斉放送を行い、犯罪抑止を図る。また、広報よしかわ等により市民へ子どもの見守り活動を周知する。 自主防犯活動団体や自治会へパトロール用具を配付し、自主防犯活動の推進を行う。 青色回転灯防犯パトロール車を貸出し、学校の登下校や夜間にパトロールを実施する。	市民安全課

(2) 職業生活と家庭生活との両立の推進

現状と課題

〇ニーズ調査結果より

子育てに有効な支援・対策として、「仕事と家庭生活の両立」を選んだ方は、就学前児童、小学生児童ともに約46.0%、子育ての辛さを解消するために必要なこととして、「仕事と家庭生活の両立」を選んだ方は、就学前児童で39.8%、小学生児童で53.3%です。

子どもがいても安心して働けるまちだとはっきり感じている方が、就学前児童で11.0%、小学生児童で15.0%でした。

ニーズ調査結果において、就労している父親の平均帰宅時間を見ると、帰宅が21時以降となる方が就学前児童で41.4%、小学生児童で34.3%となっており、就労している母親の場

合も18時～21時の間の帰宅時間が50%を超えています。このように1日のうちで仕事に費やす時間が大半を占め、育児や家事を含めた私的生活の営みに時間をかけることのできない社会生活を改め、誰もが仕事と生活の調和がとれた社会を実現するためには、労働者、事業主、地域住民の理解と合意形成を促進するための広報・啓発活動や仕事と生活の調和や次世代育成支援対策に取り組む企業・民間団体の事例紹介を行うとともに、これらの企業や民間団体を評価する社会風土の醸成が必要です。

母親の就労状況は、就学前児童の母親で36.6%、小学生児童の母親で68.7%が就労しており、現在就労していない母親も、約8割を超える方が今後の就労を希望されています。子どもの身の回りの世話を主に行っている母親の負担も更に増加することと思われます。父親の子育て参加の促進と、保護者の就労支援のための子育て支援サービスの充実が求められています。

施策の方向と個別事業

① 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

仕事と生活の調和の実現に向けた広報・啓発と企業や民間団体の好事例の情報収集と提供に努めます。

② 仕事と子育ての両立のための基盤整備

保育サービス、放課後児童健全育成事業、ファミリー・サポート・センター事業の充実を図ります。

① 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

事業名	事業の概要	担当課
男女共同参画社会を実現するための広報・啓発の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画情報紙の発行 ・男女共同参画パネル展の開催 ・生涯学習課（教育委員会）と連携したセミナーの開催 ・男女共同参画推進市民企画事業の共催 	市民参加推進課
情報提供事業	国（厚生労働省）、県（産業労働部）などが作成するパンフレット（職場権利や制度、仕事と家庭の両立）等を商工会をとおして、市内事業所（商工会会員1,301事業所：平成21年4月現在）へ配付（郵送）・周知する。	商工課

② 仕事と子育ての両立のための基盤整備

事業名	事業の概要	担当課
【特定14事業】	ファミリー・サポート・センター事業【再掲】	子育て支援課
【特定14事業】	学童保育事業【再掲】	子育て支援課
【特定14事業】	病児・病後児保育事業【再掲】	子育て支援課
【特定14事業】	一時的保育・特定保育事業【再掲】	子育て支援課
【特定14事業】	通常保育事業【再掲】	子育て支援課
【特定14事業】	時間外保育・延長保育事業【再掲】	子育て支援課
開放保育事業【再掲】		子育て支援課
家庭保育室事業【再掲】		子育て支援課
障がい児保育事業【再掲】		子育て支援課

(3) 子ども等の安全の確保

現状と課題

〇ニーズ調査結果より

子育てに有効な支援・対策として、「子どもを対象にした犯罪・事故の軽減」を選んだ方は、就学前児童で58.7%、小学生児童で61.9%、子育ての辛さを解消するために必要なこととして、「子どもを対象にした犯罪・事故の軽減」を選んだ方は、就学前児童で24.7%、小学生児童で39.1%です。

犯罪被害にあうことの少ない安全なまちだとはっきりと思う方が、就学前児童で14.6%、小学生児童で13.3%でした。

地域ぐるみで子どもを見守る体制ができているとはっきりと思う方が、就学前児童で20.7%、小学生児童で31.2%でした。

埼玉県内で平成20年中に発生した交通事故件数40,890件のうち、子ども（中学生以下）の占める割合は、1,015件（2.5%）となっています。事故発生時の交通手段も乳幼児期では車両同乗中、小学生低学年では歩行中、小学生高学年から中学生では自転車乗車中と割合が変化していきます。乳幼児期にあっては、保護者向けにチャイルドシートや2人乗り（3人乗り）自転車の安全な使用に向けた啓発事業が重要であり、子どもの成長とともに各年代に合わせた交通安全教育の充実が求められています。

吉川警察署管内の犯罪発生件数は、平成19年（確定）で4,445件、平成20年で3,736件と700件以上の減少となっています。これは、各地域での自主防犯組織等の活動の成果と言えますが、犯罪までには至らない不審者の出没などは、現在も頻繁に発生している状況です。特に、子どもは自らの身を守る術に欠けていることから、子どもたちの身のまわりにいる大人の方々の見守りが重要です。子どもたちの保護者のみならず、地域全体での見守りを今後も継続していくことが求められます。

犯罪、いじめや虐待などの被害に遭った子どもたちは、自らの声で訴えることが難しい状況が多いものと思われます。保護者をはじめ、保育所（園）、学校、地域での大人たちが子どもたちの変化にいち早く気づき、早期の対応が重要です。各関係機関の連携と情報の共有とともに、専門カウンセラーなどによる「心のケア」などが行える体制の充実が課題となっています。

施策の方向と個別事業

① 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

保育所（園）、幼稚園及び小中学校における、交通安全教室を推進します。
チャイルドシートの普及啓発活動を行います。

② 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

子どもが犯罪に巻き込まれることを防ぐために、小学校入学時に全児童を対象に携帯用防犯ブザーを配布します。また、緊急時避難先としての「子ども110番の家」の取り組みを継続します。

保第二公園防犯活動ステーションでの、地域住民のボランティアによる見守り活動、青色防犯パトロール車による防犯パトロールを継続します。

③ 被害に遭った子どもの保護の推進

犯罪、いじめ、児童虐待等の被害に遭った子どもの立ち直りを支援するために、関係機関の連携により、子どもに対するカウンセリングや保護者への助言等を行います。

① 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

事業名	事業の概要	担当課
交通安全教室事業	模擬信号機や交通標識を用いて、道路の安全な横断、危険な飛び出し、自転車の正しい乗り方などを実地指導する。	市民安全課
交通安全施設整備事業【再々掲】		市民安全課

② 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

事業名	事業の概要	担当課
子ども110番の家	P T A連合会を通じて、小学校P T Aが区域内の協力家庭に依頼を行う。 事案発生時に協力家庭は子どもの保護とともに、警察や学校への連絡を行う。	学校教育課 少年センター
道路照明灯整備事業【再々掲】		市民安全課
子どもの見守り活動の推進【再掲】		市民安全課

③ 被害に遭った子どもの保護の推進

事業名	事業の概要	担当課
要保護児童対策地域協議会【再掲】		子育て支援課
民生児童委員活動推進事業【再々掲】		社会福祉課